

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十六年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………三
- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一四
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一四
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一五

規 則

山梨県規則第二十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項の表中

九 道路整備課

高速道路推進室

を

八 都市計画課

下水道室

に改める。

第十六条第一項中「山梨県総合理工学研究機構」を「山梨県総合理工学研究機構」に

「山梨県動物愛護指導センター」を「山梨県動物愛護指導センター」に改める。

山梨県環境科学研究所

第十八条第一項中「工業技術センター、富士工業技術センター、宝石美術専門学校」を「宝石美術専門学校、工業技術センター、富士工業技術センター」に改め、同条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 富士山科学研究所に副所長を置く。

第十八条中第九項を削り、第十項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 山梨県工業技術センターに副所長を置く。

第十九条第一項中「及び徴収部長」を「、滞納整理部長及び副滞納整理部長」に改め、同条第二項中「徴収部長」を「滞納整理部長」に改め、同条第三項中「事務局次長」を「副滞納整理部長及び事務局次長」に、「事務局長」を「副滞納整理部長にあつては滞納整理部長を、事務局次長にあつては事務局長」に改める。

別表第一の一の表企画画民部の部企画課の項第十七号中「及び総合理工学研究機構」を「、総合理工学研究機構及び富士山科学研究所」に改める。

別表第一の一の表企画画民部の部県民生活・男女参画課の項第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 結婚の支援に関すること。

別表第一の一の表企画画民部の部生涯学習文化課の項第九号中「県民会館及び県民文化ホール」を「県民文化ホール」に改める。

別表第一の一の表企画画民部の部国民文化祭課の項を削る。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項第二号を削り、同項第三号中「リニア中央新幹線」の下に「の建設促進」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 リニア中央新幹線の駅周辺の整備等に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項第五号を削り、同項第六号中「係る関連公共事業の調整」を「関連する事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

別表第一の一の表総務部の部税務課の項第七号中「県税事務所」を「総合県税事務所」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 市町村税に係る滞納整理の助言等に関すること。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十三号中「私立学校審議会、公益認定等審議会及び公立大学法人評価委員会」を「公益認定等審議会、私立学校審議会、公立大学法人評価委員会及びいじめ問題調査会」に改める。

別表第一の一の表総務部の部防災危機管理課の項中第十一号を第十二号とし、第三号

から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 災害救助に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項中「児童家庭課」を「子育て支援課」に改め、同項第九号中「、こころの発達総合支援センター及び愛宕山こどもの国」を「及びこころの発達総合支援センター」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 子ども・子育て支援制度に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項に次の二号を加える。

十一 子ども・子育て会議に関すること。

十二 愛宕山こどもの国に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第十五号中「、環境科学研究所」を削る。

別表第一の一の表森林環境部の部みどり自然課の項第七号中「及び緑化センター」を削る。

別表第一の一の表産業労働部の部産業政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表産業労働部の部商業振興金融課の項の次に次のように加える。

成長産業創
造課

- 一 中小企業の成長分野への参入の支援に関すること。
- 二 中小企業の海外における事業の展開の支援に関すること。
- 三 中小企業の新たな事業活動の促進に関すること。
- 四 燃料電池に関連する産業の育成に関すること。
- 五 産業に係る知的財産に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部産業支援課の項を次のように改める。

地域産業振
興課

- 一 地場産業の振興に関すること。
- 二 地場産業に係る市場の開拓の支援に関すること。
- 三 宝石美術専門学校に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部産業集積推進課の項中「産業集積推進課」を「産業

集積課」に改め、同項に次の六号を加える。

四 中小企業の技術振興に関すること。

五 中小企業の情報化に関すること。

六 下請企業の振興に関すること。

七 産業デザインに関すること。

八 発明考案の奨励に関すること。

九 工業技術センターに関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 富士川クラフトパークのサービスセンターに関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光資源課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 富士山レンジャーに関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部道路整備課の項の次に次のように加える。

高速道路推
進課

- 一 高速自動車国道、地域高規格道路等の建設促進に関すること。
- 二 高速自動車国道の建設用地取得に関すること。
- 三 高速自動車国道の建設に係る関連公共事業の調査に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部都市計画課の項第十二号中「富士川クラフトパーク」の下に「(サービスセンターを除く。)」を加える。

別表第一の一の表県土整備部の部下水道課の項を削る。

別表第一の二の表海外展開・成長分野推進室の項を削り、同表高速道路推進室の項を次のように改める。

下水道室

- 一 流域別下水道整備総合計画に関すること。
- 二 流域下水道に関すること。
- 三 公共下水道及び都市下水路に関すること。
- 四 下水道公社に関すること。

別表第三総合理工学研究機構の項の次に次のように加える。

富士山科学研究所

総務課
環境教育・交流部

富士吉田市

自然環境研究部 環境共生研究部 火山防災研究部	
-------------------------------	--

〔滞納整理部〕

〔徴収部〕

別表第三総合県税事務所の項中 徴収第一課 を 滞納整理第一課 に改める。
徴収第二課 を 滞納整理第二課 に改める。
滞納整理第三課
滞納整理第四課

別表第三環境科学研究所の項を削る。
別表第三計量検定所の項の次に次に加え、宝石美術専門学校の項を削る。

宝石美術専門学校	甲府市
----------	-----

別表第五地域県民センターの項中第二十号及び第二十一号を削る。
別表第五総合理工学研究機構の項の次に次に加え。

富士山科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> 一 富士山に係る調査研究に関する事。 二 富士山に係る教育の推進に関する事。 三 富士山に係る情報の収集及び提供に関する事。 四 富士山に係る交流事業の実施に関する事。 五 その他地域環境の保全に係る調査研究等に関する事。
----------	---

別表第五総合県税事務所の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 市町村税に係る滞納整理の助言等に関する事。
別表第五保健福祉事務所の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第五環境科学研究所の項を削る。
別表第五計量検定所の項の次に次に加え、宝石美術専門学校の項を削る。

宝石美術専門学校	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校の運営に関する事。 二 学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関する事。 三 学生の表彰及び懲戒に関する事。
----------	---

<ul style="list-style-type: none"> 四 学生の保健衛生及び福祉厚生に関する事。 五 奨学事務に関する事。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

福祉保健部児童家庭課	福祉保健部子育て支援課
森林環境部環境科学研究所	企画県民部富士山科学研究所
産業労働部産業支援課	産業労働部地域産業振興課
産業労働部産業集積推進課	産業労働部産業集積課

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。
- 第十三条第一号中「福祉保健部児童家庭課」を「福祉保健部子育て支援課」に改める。

山梨県規則第二十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第六号中「環境科学研究所」を「富士山科学研究所」に、「組織規則第十八条第八項」を「同条第三項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第七号中「徴収部長」を「滞納整理部長」に改める。

第十条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

別表第二の一の表生涯学習文化課の部を次のように改める。

生涯学習文化課	山梨県立県民文化ホール設置及び管理條例(昭和五十七年山梨県条例第二号)の施行に関する事務	1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認	2 第七条の規定による利用時間の変更の承認	3 第十条第二項の規定による利用料金の額の承認	4 第十三条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼
		○	○	○	○

別表第二の三の表職員厚生課の部六の款を削る。

別表第二の三の表私学文書課の部八の款10の項中「第八十八条第一項」を「第二百二十一条第一項」に改め、同款11の項中「第八十九条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改める。

別表第二の三の表市町村課の部十五の款6の項を削り、同款5の項中「第八十九条第四項」を「第二百二十二条第四項」に改め、同項を同款8の項とし、同款4の項中「第八十九条第三項」を「第二百二十二条第三項」に改め、同項を同款7の項とし、同款3の項中「第八十八条第一項」を「第二百二十一条第一項」に改め、同項を同款6の項とし、同款2の項の次に次のように加える。

3 第八十八条第一項第一号の規定による地方独立行政法人の解散の認可	○			
4 第二百八条第一項の規定による地方独立行政法人の吸収	○			

合併の認可

5 第二百二十二条第一項の規定による地方独立行政法人の新設合併の認可

	○			
--	---	--	--	--

別表第二の三の表防災危機管理課の部中十四の款を十五の款とし、一の款から十三の款までを一かすつ繰り下げ、同部の一の款として次のように加える。

一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の施行に関する事務	1 第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の決定	2 第二条の規定による救助を必要とする者に対する救助の実施	3 第七条第一項の規定による救助に関する業務の従事命令	4 第七条第二項の規定による救助に関する業務の要求	5 第八条の規定による救助に関する業務の協力命令	6 第九条第一項の規定による施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令及び物資の収用	7 第十条第一項の規定による施設等に対する立入検査	8 第十条第二項の規定による物資を保管させた者に対する報告の徴収及び立入検査
	○	○	○	○	○	○	○	○

9	第十一条の規定による電気通信設備の優先的な利用及び有線電気通信設備等の使用	○		
10	第十三条第一項の規定による救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする決定	○		
11	第十六条の規定による日本赤十字社への委託	○		
12	第二十条第一項の規定による都道府県に対する求償	○		
13	第二十条第二項の規定による国に対する要請	○		
14	第二十九条の規定による救助を必要とする者の所在地の市町村に救助の実施に要する費用を一時練替支弁させることとの決定	○		

別表第二の四の表福祉保健総務課の部中一の款を削り、二の款を一の款とし、三の款を二の款とし、同部四の款中「児童家庭課」を「子育て支援課」に改め、同部三の款とし、同部五の款を削る。

別表第二の四の表長寿社会課の部二の款2の項中「定員」を「入所定員」に改め、同部三の項中「老人居宅生活支援事業者」を「老人居宅生活支援事業者」に改め、同部四の項中「老人居宅生活支援事業者等（3）」を「老人居宅生活支援事業者等（3）」に改め、同部六の項中「認知症対応型老人共同生活援助事業者」を「認知症対応型老人共同生活援助事業者」に改め、同部七の項中「老人居宅生活支援事業者」を「老人居宅生活支援事業者」に改め、同部八の項中「老人居宅生活支援事業者等（7）」を「老人居宅生活支援事業者等（7）」に改め、同部九の項中「認知症対応型老人共同生活援助事業者」を「認知症対応型老人共同生活援助事業者」に改め、同部十の項中「9」を「9

の項」に改め、同部十一の項中「長」を「設置者」に改め、同部十三の項中「第二十条の第八項」を「第二十条の第八項」に、「老人保健福祉計画」を「市町村老人福祉計画」に改め、同部十四の項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改め、同部十五の項中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同部四の款2の項中「居宅サービス事業者」を「居宅サービス等を行った者」に、「徴収（一）を「徴収（本庁所管サービス（居宅サービスのうち）」に改め、「及び介護予防通所リハビリテーション」を削り、「第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス、同部第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービス、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設サービス」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護、地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護、施設サービス、介護予防サービスのうち介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに地域密着型介護予防サービスのうち介護予防認知症対応型通所介護をいう。4の項において同じ。）」に改め、同部三の項中「居宅サービス事業者」を「居宅サービス等を行った者」に、「2」を「2の項」に改め、同部四の項中「被保険者」を「被保険者等」に、「通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）、第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス、同部第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービス、第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護並びに施設サービス並びに」を「本庁所管サービス及び」に改め、同部五の項中「被保険者」を「被保険者等」に、「4」を「4の項」に改め、同部七の項から七十九の項までを削り、同部七十一の項を七十九の項とし、64の項から70の項までを八項ずつ繰り下げ、同部六十三の項中「第九十八条第一項」を「第九十八条第一項第四号」に改め、同部七十一の項とし、同部七十二の項を70の項とし、61の項を69の項とし、60の項を67の項とし、同部の次に次のように加える。

68	第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新	○		
----	-----------------------------------	---	--	--

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款59の項を同部六十六の項とし、同部五十八の項中「（第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）」及び「等」を削り、同部を同部六十五の項とし、同部五十七の項を64の項とし、52の項から56の項までを七項ずつ繰り下げ、

51の項を57の項とし、同項の次に次のように加える。

58 第八十六条の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新	○		
-------------------------------------	---	--	--

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款中50の項を削り、49の項を56の項とし、44の項から48の項までを七項ずつ繰り下げ、同款43の項中「第七十九条第一項（第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による居宅介護支援事業者の指定等」を「第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新」に改め、同項を同款50の項とし、同款42の項中「41」を「48の項」に改め、同項を同款49の項とし、同款41の項中「第八条第十八項から第二十項までに規定する地域密着型サービス」を「小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入所者生活介護」に改め、同項を同款48の項とし、同款40の項を同款47の項とし、同款39の項中「38」を「45の項」に改め、同項を同款46の項とし、同款38の項中「第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護」に改め、同項を同款44の項とし、同款36の項中「通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款43の項とし、同款35の項中「34」を「41の項」に改め、同項を同款42の項とし、同款34の項中「通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款41の項とし、同款33の項中「32」を「39の項」に改め、同項を同款40の項とし、同款32の項中「通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款39の項とし、同款31の項中「30」を「37の項」に改め、同項を同款38の項とし、同款30の項中「通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款37の項とし、同款29の項中「28」を「35の項」に改め、同項を同款36の項とし、同款28の項中「援助」を「援助（本庁所管サービス）」に、「及び第八条第九項から第十一項までに規定する居宅サービス」を「短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護をいう。37の項、39の項、41の項及び43の項において同じ。」に改

め、同項を同款35の項とし、同款27の項中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改め、同項を同款32の項とし、同項の次に次のように加える。

33 第七十条の二第一項（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）	○		
34 第七十条の二第一項（第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新（33の項に掲げるものを除く。）		○	保健福祉事務所長

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款中25の項及び26の項を削り、同款中24の項を31の項とし、12の項から23の項までを七項ずつ繰り下げ、11の項を17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 第六十九条の八第二項の規定による研修の実施	○		
--------------------------	---	--	--

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款中10の項を16の項とし、7の項から9の項までを六項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7 第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）	○		
8 第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定（7の項に掲げるものを除く。）		○	保健福祉事務所長
9 第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定		○	保健福祉事務所長
10 第四十八条第一項第一号の規定による指定介護老人福祉施設の指定	○		

11	第五十三条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）	○		
12	第五十三条第一項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（11の項に掲げるものを除く。）	○	保健福祉 事務所長	

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款80の項及び81の項を削り、同款82の項中「援助」を「援助（本庁所管サービス）」に、「及び第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護をいう。82の項、84の項、86の項及び88の項において同じ。」に改め、同項を同款80の項とし、同款83の項中「82」を「80の項」に改め、同項を同款81の項とし、同款84の項中「介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款82の項とし、同款85の項中「84」を「82の項」に改め、同項を同款83の項とし、同款86の項中「介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款84の項とし、同款87の項中「86」を「84の項」に改め、同項を同款85の項とし、同款88の項中「介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款86の項とし、同款89の項中「88」を「86の項」に改め、同項を同款87の項とし、同款90の項中「介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設の開設者が同一敷地内で行うものに限る。）及び第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「本庁所管サービス」に改め、同項を同款88の項とし、同款91の項中「90」を「88の項」に改め、同項を同款89の項とし、同款92の項中「介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に、「第八条の二第九項から第十一項までに規定する介護予防サービス」を「介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同項を同款90の項とし、同款93の項中「介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に、「92」を「90の項」に改め、同項を同款91の項とし、同款94の項中「第八条の二第十七項に規定する」を削り、同項を同款92の項とし、同款95の項中「94」を「92の項」に改め、同項を同款93の項と

し、同款中96の項を94の項とし、97の項から100の項までを二項ずつ繰り上げ、101の項を99の項とし、同項の次に次のように加える。

100	第百十五条の三十五第二項の規定による公表	○		
101	第百十五条の三十五第三項の規定による調査	○		

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款104の項中「第百十五条の三十六第一項」を「第百十五条の三十六」に改め、同款105の項中「第百十五条の四十」を「第百十五条の四十第一項」に改め、同款108の項中「第百十七条第七項」を「第百十七条第九項」に、「策定」を「の策定」に改め、同款に次のように加える。

109	第百十八条第一項の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定	○		
110	第百十九条第一項の規定による技術的助言	○		
111	第百五十六条第四項の規定による処分	○		
112	第百七十二条第一項の規定による報告の徴収及び検査	○		
113	第百八十一条第一項の規定による承認	○		
114	第百九十七条第一項の規定による市町村に対する報告の徴収	○		
115	第百九十七条第三項の規定による医療保険者に対する報告の徴収及び検査	○		
116	第百二十三条第二項の規定による保険料等を徴収する者に対する書類の閲覧等の要求	○		

別表第二の四の表長寿社会課の部五の款1の項中「第三条第二項」を「第三条第一項第二号」に、「訪問介護員養成研修事業者」を「介護員養成研修事業者」に改め、同款

する条例（平成二十六年山梨県条例第十七号）の施行に関する事務	2 第七条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による口腔の健康づくり計画の公表	○			
3 第七条第四項の規定による口腔の健康づくり計画の変更		○			

別表第二の五の表森林環境総務課の部中二の款を削り、三の款を二の款とし、四の款から八の款までを一款ずつ繰り上げる。

別表第二の五の表みどり自然課の部中六の款を削り、七の款を六の款とし、八の款を七の款とする。

別表第二の七の表産業政策課の部一の款1の項中「第九条の二第七項」を「第九条の二第七項ただし書」に改め、同款中25の項を27の項とし、11の項から24の項までを二項ずつ繰り下げ、同款10の項中「火災共済協同組合の」を削り、同項を同款12の項とし、同款中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、同款7の項中「第九条の九第四項」を「第九条の九第四項ただし書」に改め、同項を同款9の項とし、同款6の項中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項を同款8の項とし、同款5の項中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項を同款7の項とし、同款4の項中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項を同款6の項とし、同款3の項の次に次のように加える。

4 第九条の七の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による火災共済事業の認可	○			
5 第九条の七の二第五項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による火災共済規程の変更及び廃止の認可	○			

別表第二の七の表産業政策課の部五の款2の項中「第五十八条第四項」を「第四十八条第五項及び第五十八条第四項」に改め、同款3の項中「及び第二項」を削り、同款に次のように加える。

4 第五十四条第二項（第五十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による財産処分方法の認可	○			
---	---	--	--	--

別表第二の七の表産業政策課の部六の款1の項中「会員」を「組合員」に改め、同款3の項中「第八十四条」を「第八十四条第一項」に改める。
別表第二の七の表商業振興金融課の部の次に次のように加える。

成長産業創造課	1 中小企業業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関する事務	2 第十条第一項の規定による経営革新計画の承認	3 第十条第二項の規定による経営革新計画の承認の取消し	4 第二十八条第一項の規定による事業環境整備構想の作成	5 第二十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による助言の要請	6 第二十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業環境整備構想の公表	7 第二十八条第五項の規定による事業環境整備構想の変更及び廃止	8 第二十九条第一項の規定による中核的支援機関の認定	9 第二十九条第二項の規定による大臣との協議
		○	○	○	○	○	○	○	○

二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十	10 第二十九条第四項の規定による公表	○			
	11 第二十九条第六項の規定による公表	○			
	12 第三十条第二項の規定による中核的支援機関の支援事業の改善に関する命令		○		
	13 第三十条第二項の規定による中核的支援機関の認定の取消しその他必要な措置	○			
	14 第三十条第三項の規定による公表	○			
	15 第三十七条第一項の規定による調査		○		
	16 第三十七条第三項の規定による指導及び助言		○		
	17 第三十八条第一項の規定による報告の徴収		○		
	1 第四条第一項の規定による地域産業資源の内容の指定	○			
	2 第四条第二項の規定による地域産業資源の公表	○			
3 第六条第二項の規定による意見の申述	○				

九年法律第三十九号の施行に関する事務	4 第十五条の規定による助言及び指導	○			

別表第二の七の表産業支援課の部を次のように改める。

地域産業振興課 一 教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)の施行に関する事務 二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の施行に関する事務 三 山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学料	一 教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)の施行に関する事務	第十七条第一項の規定による兼職等の承認	○			宝石美術専門学校事務局長
	二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の施行に関する事務	1 第四条第一項の規定による振興計画の認定	○			
		2 第五条第一項の規定による振興計画の変更の認定	○			
	3 第五条第三項の規定による振興計画の認定の取消し	○				
	第六条の規定による授業料の減免	○				

及び入学 検定料条 例（昭和 五十五年 山梨県条 例第二十 五号）の 施行に関 する事務				
--	--	--	--	--

別表第二の七の表産業集積推進課の部中「産業集積推進課」を「産業集積課」に改め、同部中二の款を四の款とし、一の款の次に次のように加える。

二 中小企業支 援法（昭和三十 八年法律第 百四十七号） の施行に関す る事務	1 第三条第三項の規定による意見の申 述	○		
	2 第七条第一項の規定による指定法人 の指定	○		
	3 第八条第二項の規定による指定法人 への支援事業の改善に関する命令		○	
	4 第八条第二項の規定による指定法人 の指定の取消しその他必要な措置	○		
	三 山梨県工業 技術センター 諸収入条例（ 昭和六十一年 山梨県条例第 三号）の施行 に関する事務	第二条第二項の規定による使用料等の 減免		○

別表第二の九の表農政総務課の部二の款四の項中「第十一条の五」を「第十一条の五

ただし書」に改め、同款七の項中「第十一条の十五第一項」を「第十一条の十五第一項ただし書」に改め、同款八の項中「第十一条の十五第二項」を「第十一条の十五第二項ただし書」に改め、同款30の項を削り、同款中31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とし、同款34の項中「第七十三条第五項」を「第七十二条の十八の九第三項」に改め、同項を同款33の項とし、同款35の項中「第七十三条第六項」を「第七十二条の十八の九第四項」に改め、同項を同款34の項とし、同款中36の項を35の項とし、37の項から51の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の九の表農村振興課の部二の款一の項中「2」を「2の項」に改め、同款四の項中「5」を「5の項」に改め、同款六の項中「7」を「7の項」に改め、同款八の項中「9」を「9の項」に改め、同款11の項中「10」を「10の項」に改め、同款14の項中「13」を「13の項」に改め、同款中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項から22の項までを二項ずつ繰り上げ、同部五の款一の項中「第七条第三項」を「第八条第一項」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同款二の項中「第八条第二項」を「第九条第一項」に、「農地保有合理化事業規程の変更等」を「事業規程の変更及び廃止」に改め、同款三の項を削り、同款四の項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同項を同款三の項とし、同部に次のように加える。

七 農地中間管 理事業の推進 に関する法律 （平成二十五 年法律第百一 号）の施行に 関する事務	1 第三条第一項の規定による基本方針 の策定	○		
	2 第三条第四項の規定による基本方針 の変更	○		
	3 第三条第五項の規定による基本方針 の公表	○		
	4 第六条第三項の規定による農地中間 管理事業評価委員会の委員の任命の認 可	○		
	5 第八条第一項の規定による農地中間 管理事業規程の認可	○		

14	第三十条第二項の規定による報告の								
13	第三十条第一項（農業経営基盤強化促進法第十一条において適用することとされる場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査								
12	第二十二条第二項（農業経営基盤強化促進法第十一条において適用することとされる場合を含む。）の規定による業務委託の承認								
11	第二十一条第二項の規定による農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認								
10	第二十条の規定による農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認								
9	第十八条第一項の規定による農用地利用配分計画の認可								
8	第十三条（農業経営基盤強化促進法第十一条において適用することとされる場合を含む。）の規定による農地中間管理機構に対する監督命令								
7	第九条第一項の規定による事業計画及び収支予算の認可								
6	第八条第五項の規定による農地中間管理事業規程の変更の命令								

徴収及び立入検査

別表第二の九の表農業技術課の部十の款2の項中「第六条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項を同款5の項とし、同款1の項の次に次のように加える。

2	第五条第五項の規定による基本方針の変更				
3	第五条第六項の規定による意見の聴取				
4	第五条第七項の規定による基本方針の公表				

別表第二の九の表農業技術課の部中十一の款を削り、十二の款を十一の款とし、十三の款を十二の款とし、十四の款を十三の款とする。

別表第二の九の表耕地課の部中四の款を削り、五の款を四の款とする。

別表第二の十の表農土整備総務課の部中五の款を削り、六の款を五の款とし、七の款から十三の款までを一款ずつ繰り上げる。

別表第二の十の表用地課の部三の款中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から17の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の十の表治水課の部六の款4の項中「及び第六項」を削り、同款14の項を削り、同款13の項を同款14の項とし、同款12の項中「第二十一条第一項」を「第二十一条第三項」に改め、同項を同款13の項とし、同款中11の項を12の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 第六条第六項の規定による協議

--	--	--	--	--	--

別表第二の十の表治水課の部六の款15の項中「流水占用」の下に「（継続的な占用を除く。）」を加え、同款56の項中「継続の協議」を「協議（60の項に掲げるものを除く。）」に改め、同項を同款61の項とし、同款55の項中「協議」の下に「（12の項、15の項、16の項、18の項から20の項まで、23の項、39の項及び42の項に掲げるものに限る。）」を加え、同項を同款60の項とし、同款54の項を同款59の項とし、同款53の項中「52」を「57の項」に改め、同項を同款58の項とし、同款52の項中「8、9、11、15、16、19及び38」を「9の項、10の項、12の項、15の項、16の項、20の項、23の項及び42の項」に改め、同項を同款57の項とし、同款51の項中「50」を「55の項」に改め、同項を同款56の項とし、同款50の項中「8、9、11、15、16、19及び38」を「9の項、10の項、12の項、15

の項、16の項、20の項、23の項及び42の項」に改め、同項を同款55の項とし、同款49の項中「48」を「53の項」に改め、同項を同款54の項とし、同款中48の項を53の項とし、39の項から47の項までを五項ずつ繰り下げ、38の項を42の項とし、同項の次に次のように加える。

43 第五十三条の二第三項の規定による湯水時における水
利用の特例の承認の取消し

別表第二の十の表治水課の部六の款中37の項を41の項とし、30の項から36の項までを四項ずつ繰り下げ、同款29の項中「28」を「32の項」に改め、同項を同款33の項とし、同款中28の項を32の項とし、21の項から27の項までを四項ずつ繰り下げ、同款20の項中「許可及び継続設置の許可（工作物の新築等の許可については、」を「許可（」に、「これ」を「これら」に、「道路付帯施設」を「道路付帯施設」に、「係る工作物」を「係る工作物に係るもの」に改め、同項を同款24の項とし、同款19の項中「20」を「24の項」に改め、同項を同款23の項とし、同款18の項を同款22の項とし、同款17の項中「及び継続占用」及び「土地の占用については、」を削り、「これ」を「これら」に、「道路付帯施設」を「道路付帯施設」に、「及び河川」を「又は河川」に改め、「限る」の下に「。の設置のための占用及び土地の継続的な占用に係るものに限る」を加え、同項を同款21の項とし、同款16の項中「17」を「21の項」に改め、同項を同款20の項とし、同款15の項の次に次のように加える。

16	第二十三条の規定による流水占用（継続的な占用に限る。）の許可（発電の用に供するための占用に係るものに限る。）	○		
17	第二十三条の規定による流水占用の許可（15の項及び16の項に掲げるものを除く。）		○	建設事務 所長
18	第二十三条の二の規定による流水占用の登録	○		
19	第二十三条の四の規定による流水占用の登録の拒否	○		

別表第二の十の表治水課の部九の款を同部七の款とする。
別表第二の十の表都市計画課の部中十一の款を十三の款とし、三の款から十の款まで

を二款ずつ繰り下げ、二の款の次に次のように加える。

三 下水道法の
施行に関する
事務

1	第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公共下水道に係る事業計画の協議	○		
2	第二十五条の七第一項の規定による流域下水道の全部又は一部の指定及び施設の使用の一時制限	○		
3	第二十五条の十第一項において準用する第十二条の五の規定による特定施設に係る計画の変更及び廃止の命令	○		
4	第二十五条の十第一項において準用する第十六条の規定による流域下水道管理者以外の者の行う流域下水道施設に係る工事等の承認	○		
5	第二十五条の十第一項において準用する第十八条の規定による施設の損傷行為をした者に対する費用負担の命令	○		
6	第二十五条の十第一項において準用する第十八条の二の規定による汚濁原因者に対する特定賦課金の負担命令	○		
7	第三十七条第一項の規定による公共下水道管理者に対する工事及び維持管理に関する指示	○		
8	第三十七条第三項の規定による公共下水道管理者に対する終末処理場の維持管理に関する指示	○		

四 下水道法施行令(昭和三十四年政令第三百四十七号)の施行に関する事務	9 第三十七条の二の規定による流域下水道使用者に対する改善命令等	○		
	10 第三十八条第一項の規定による許可等の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令	○		
	11 第三十八条第二項の規定による許可等の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令	○		
	12 第三十八条第六項の規定による原因者に対する補償金の負担命令	○		
	1 第十七条の八の規定による流域下水道の施設に設けることのできる物件の認定	○		
2 第十七条の九の規定による流域下水道の施設に設けることのできる物件の認定	○			

別表第二の十の表下水道課の部を削る。

別表第二の十の表建築住宅課の部十一の款中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同部十二の款中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

別表第三管理課の部一の款一の項中「第四百四十九条第一項第五号」を「第四百四十九条第五号」に改め、同款二の項中「第四百四十九条第一項第六号」を「第四百四十九条第六号」に改め、「山梨県財務規則」の下に「(昭和三十三年山梨県規則第十一号)」を加え、「。）、修繕」を「。3の項及び4の項において同じ。）、修繕(同規則第五百五十八条第二項の規定により支出負担行為伺いをもつて物品修繕要求書に代えたものの修繕を除く。3の項及び4の項において同じ。）」に改め、同款3の項及び4の項中「第四百四十九条第一項第

六号」を「第四百四十九条第六号」に改め、「(山梨県財務規則第四百四十六号第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる物品で同項の規定により支出負担行為伺いをもつて物品要求書に代えたものの購入を除く。）」を削る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十二号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「国文祭推進監」を「保存整備監、情報システム専門監」に、「財務審査監」を「廃棄物対策企画監、財務審査監」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「徴収部長」を「滞納整理部長」に改め、「事務局次長」の下に「副滞納整理部長」を、「観光振興幹」の下に「担い手対策幹」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、第八号に掲げる職名を有する職員にあつては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員に限る。

第二条に次の一号を加える。

八 専門員

第五条の四中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という

。)を「法」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「環境科学研究所」を「富士山科学研究所」に改め、「にあつては副館長のうち館長が指定する者」を削り、「県立文学館及び県立博物館」を「県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館」に改める。

第三条第一項の表教育委員会の項及び警察本部長の項中、「修繕」の下に「（第二百五十八条第二項の規定により支出負担行為を何いをもつて物品修繕要求書に代えたものの修繕を除く。）」を加え、同表人事委員会事務局長 代表監査委員 労働委員会事務局長 県議会事務局長である山梨県職員の項を次のように改める。

人事委員会事務局長、 代表監査委員及び労働 委員会事務局長並びに 県議会事務局長である 山梨県職員	一 歳入を徴収すること。ただし、納入通知書及び納入取 消通知書を発付することを除く。 二 配当を受けた歳出予算の額の範囲内において支出負担 行為及び支出の命令をすること。ただし、建造物の請負 契約並びに物品の購入（第四百六条第二項第一号及び 第五号に掲げる物品で同項の規定により支出負担行為何 いをもつて物品要求書に代えたものの購入を除く。）、修 繕（第五十八条第二項の規定により支出負担行為何い をもつて物品修繕要求書に代えたものの修繕を除く。） 及び処分に関するものを除く。 三 債務負担行為に係る予算のうち知事が認めた範囲内に おいて債務負担行為に係る支出負担行為をすること。
---	--

第三条第一項の表かい長の項中「リットル」を「リットル」に改め、「不用品」の下に「（車両を除く。）」を加え、「（車両を除く。）」を削り、同条第四項中「中北保健福祉事務所長」の下に「、産業技術短期大学校事務局長」を加える。

第三条の二第一項の表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項第一号中「係る物品」の下に「（第四百六条第二項の規定により支出負担行為を何いをもつて物品要求書に代えたもの（備品及び動物を除く。）を除く。）」を加え、同項中第七号を第十号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 産業技術短期大学校に置かれる物品出納員（甲州市に配置されるものに限る。）にあつては、産業技術短期大学校（甲州市に設置されたものに限る。）に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

九 産業技術短期大学校に置かれる物品出納員（前号に掲げるものを除く。）にあつては、産業技術短期大学校（前号に掲げるものを除く。）に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

第三条の二第一項の表県民センター管内のかいに置かれる物品出納員の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中北保健福祉事務所（峡北支所を除く。）に置かれる物品出納員にあつては、中北保健福祉事務所（峡北支所を除く。）に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

第二十二條第四項中「報酬（日額報酬及びこれに準ずるものを除く。）、給与（賃金及び退職手当を除く。）、旅費（外国旅費及び費用弁償を除く。）、恩給及び退職年金並びに児童手当及び子ども手当」を「歳出予算の節のうち次に掲げるもの（第七号及び第八号にあつては、会計管理者が認めるものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 報酬
- 二 給料
- 三 職員手当等
- 四 共済費
- 五 恩給及び退職年金
- 六 賃金
- 七 旅費
- 八 負担金、補助及び交付金

第三十條第三項の表二の項中「総合理工学研究機構事務局次長」の下に「、富士山科学研究所総務課長」を、「精神保健福祉センター次長」の下に「、あけぼの医療福祉センター総務課長」を加え、「環境科学研究所総務課長」を削り、「計量検定所次長」の下に「、宝石美術専門学校事務局次長」を加え、「宝石美術専門学校事務局次長」を「産業技術短期大学校事務局次長」に改める。

第四十五條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該収納した現金の額が少額である場合その他の場合における払込みは、別に会計管理者が定める日までに行うことができる。

第四十五条第二項中「前項の期限内における」を「前条第一項の規定により収納した」に、「金庫又はかぎ」を「前項の規定により払い込むまでの間、金庫又は鍵」に改める。

第七十一条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 日本放送協会に対し支払う受信料

第七十一条第三項中「臨時所要」を「常時所要の経費以外」に改める。

第七十二条第二項中「終了後五日」の下に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「常時所要の経費であつて」を加え、「する」を「して」に、「にあつては」を「するものについては」に、「翌月五日まで」を「当該月の翌月の初日から起算して五日(県の休日の日数は、算入しない。)」以内に改め、同条第三項中「社会保険料、電気料、ガス料、水道料、電信電話料」を「令第六十一条第一項第八号、第十三号若しくは第十四号に掲げる経費」に改め、「前条第一項第十四号」の下に「若しくは第十五号」を加える。

第七十三条第三項中「五日」の下に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第四百四十四条第三項中「物品及び」を「物品(備品及び動物に限る。)」及び「に改める。

第四百四十九条中「物品は」を「物品(備品及び動物に限る。)」に改め、「があるときはこれ」を削る。

第五百五十八条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計管理者が特別な理由があると認める場合においては、第二十二条に規定する支出負担行為伺いをもつて、前項に規定する物品修繕要求書に代えることができる。

第六百六十三条中「リットル」を「リットル」に改める。

第二百四十六条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第八号中「事務用品」の下に「及び収入証紙」を加える。

第二百四十七条を次のように改める。

(検査)
第二百四十七条 会計事務の適正を期し、かつ、その是正を図るため、かいに對して会計検査(以下この節において「検査」という。)を行うものとする。

第二百四十八条第三項ただし書を削る。

第二百五十一条中「通常二日又は三日」を「一日又は二日」に改め、同条ただし書中

「期間」を「日数」に改める。

第二百五十六条の二第二項中「毎年一回定期検査」を「必要に応じて検査」に改める。

第二百五十六条の三第二項中「部長」を「主務部長」に改める。

第二百七十六条の見出し中「大阪事務所」を「大阪事務所等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、かいに係る財務の処理のうちこの規則の定めにより難しい特段の事情があると知事が認めるものについては、知事が別に定めることができる。

別表第一中「総合理工学研究機構」の下に「富士山科学研究所」を加え、「環境科学研究所」を削り、「工業技術センター、宝石美術専門学校」を「宝石美術専門学校、工業技術センター」に改める。

別表第一の二中「県立考古博物館館長」を「県立考古博物館副館長」に改める。

別表第三一の項から4の項までを次のように改める。

1 報酬				支出決定のとき。	支出しようとする額	第二十二條第四項の規定により、支出負担行為の伺いを要しない。
2 給料			同	同	同	同
3 職員手当等			同	同	同	同
4 共済費			同	同	同	同

別表第三五の項中 同 同

同 同
 を 支出しようとするとき。 支出負担行為の

伺いの決裁のあつたとき。――支出負担行為の伺いの額――に改め、同表7の項を次のように改める。

7	貸金					同
						同
						同
						同
						同

別表第三8の項中

同		同
---	--	---

を
支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。
支出負担行為の伺いの額
に改め、同表9の項を次のように改める。

9	旅費					第二十二條第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。

別表第三10の項中

同	同	同
---	---	---

を
同
支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。
支出負担行為の

伺いの額――に改め、同表19の項を次のように改める。

19	負担金、補助及び交付金					交付決定をしようとするとき。――(支出し)――(支出決定のとき)――(支出し)――(申請書)――交付決定を要しないものの支出負担行為の伺いを行う時期及び支出負担行為に必要な書類については、括弧書によるものとし、第二十二條第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。

別表第三20の項中

同	同
---	---

を
支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。
支出負担行為の伺いの額

に改める。

第十八号様式中「」を「」に、

- 「3 科目の欄に表示のないものは、予備の欄に記載すること。
4 前月の見込額で未済に終わったものは、当月の見込額に再び計上すること。や
5 1件1,000万円以上のものについては、内訳書を添付すること。」
3 1件5,000万円以上のものについて記載することとし、併せて内訳書を添付す
4 科目の欄に表示のないものは、科目名を追加して作成すること。
5 前月の見込額で未済のものは、当月の見込額に再び計上すること。
ることに改める。

第二十号様式内訳簿その七を削る。

第四十四号様式別記第一及び別記第二を削り、同様式別記第三を同様式別記第一とし、
同様式別記第三の二を同様式別記第二とし、同様式別記第三の三を同様式別記第三とし、
同様式別記第四を削る。

第百六十八号様式中「別添とする」を「区分して記載する」に、「うえ」を「上」に
改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。